

就労・自立支援

障害者就業・生活支援センター「はまゆう」

就職を希望されている障がい者の方、及び在職中の障がい者の方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

●対象となる人

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病の方など

●お問い合わせ

障害者就業・生活支援センター「はまゆう」

宗像市田熊5-5-2

TEL 0940-34-8200 FAX 0940-34-8300

福岡東公共職業安定所（ハローワーク福岡東）

障がい者の就労に関する相談や職業紹介、障がい者雇用に関する事業主支援を行っています。

●対象となる人

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、その他の障がい者、難病患者、事業主

●お問い合わせ

福岡東公共職業安定所 障がい者担当

TEL 092-672-8633 FAX 092-681-1438

福岡障害者職業センター

公共職業安定所等の関係機関との連携のもと、障がいのある方や事業主に対する就職や職場定着にかかる相談、援助を行っています。例えば、就職への準備を行うための職業準備支援や職場定着に向けたジョブコーチ支援、うつ病等で休職中の方の職場復帰（リワーク）支援を行っています。

●対象となる人

就職や職場定着、職場復帰を目指す障がいのある方
（手帳の有無は問いません。）

※相談は予約制ですので事前にご連絡ください。

●お問い合わせ

福岡障害者職業センター

TEL 092-752-5801 FAX 092-752-5751

福岡県障がい者リハビリテーションセンター

障がいがある人に対し、利用者の主体性、選択性、自己決定を尊重したリハビリテーションプログラム（基本・選択・目標志向型）を提供し、円滑に社会生活に移行できるように支援する自立訓練（機能訓練・生活訓練）施設です。

●対象となる人

- ① おおむね18歳から65歳位の障がい者（主たる対象者：肢体不自由）、または高次脳機能障がい者、発達障がい者で、障がい福祉サービス受給者証の交付を受けた人
- ② 病院での治療を終了後、施設の利用に際し常時介護を必要とせず、集団生活が可能である人

●お問い合わせ

福岡県障がい者リハビリテーションセンター

〒811-3113 古賀市千鳥3丁目1番1号

TEL 092-944-1041 FAX 092-944-0051

国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局

福岡視力障害センター

視覚に障がいを持った方に対し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格取得に必要な理論と実技の習得のための訓練【就労移行支援（養成施設）】、又は、自立した生活を営むために必要な生活技能習得のための訓練【自立訓練（機能訓練）】（歩行・点字・音声パソコン・日常生活訓練等）を行う施設です。各訓練に通えない方に限り、宿舍の利用【施設入所支援】が可能です。

●対象となる人

【就労移行支援（養成施設）】

視覚に障がいのある方で、施設利用について市区町村から「障がい福祉サービス受給者証」の交付を受けた18歳以上65歳未満の方で、次の①または②に該当する方

- ① 学校教育法第90条第1項の大学に入学することができる方
- ② 当センターが実施する「個別利用資格審査」によって、高等学校を卒業した方と同等以上の学力があると認められた方

【自立訓練（機能訓練）】

視覚に障がいがある方で、施設利用について市区町村から「障がい福祉サービス受給者証」の交付を受けた方

●費用負担

厚生労働大臣が定める基準により各市町村が定める額、当センターが定める食事の提供に要する費用及び光熱水費

●申請方法および審査方法

当センター所定の利用申込関係書類を当センター宛に送付いただきます。その後利用申込関係書類及び面接選考（就労移行支援のみ）により利用承諾の可否を決定いたします。

●お問い合わせ

国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 福岡視力障害センター 支援課

〒819-0165 福岡市西区今津 4820-1

TEL 092-806-1361（代表） 092-807-2844（相談専用）

FAX 092-806-1365

メールアドレス shienka-f@mhlw.go.jp

ホームページアドレス <https://www.rehab.go.jp/fukuoka/>

福岡障害者職業能力開発校

職業に必要な知識や技能を習得し、職業の安定と自立を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与する人材を養成するための職業能力開発を実施しています。授業料は無料です。

【科目】（令和 7 年度）募集人員 145 名

課程	科 名	募集人員	訓練期間	課程	科 名	募集人員	訓練期間
普通	3D－CAD科	20名	1年間	短期	流通ビジネス科	25名	1年間
	プログラム設計科	20名	2年間		流通ビジネス科 音声パソコンコース	5名	
	商業デザイン科	20名	1年間		総合実務科	15名	
	OA事務科	20名			職域開発科	10名	6か月間 (年2回)

※募集科等については、本校までお問い合わせください。

●対象となる人（下記の1から3の要件に該当する方）

- 1 普通課程の科は高等学校卒業程度又はこれと同等の学力を有する18歳以上の方。短期課程の科は義務教育修了者又はこれと同等の学力を有する方
- 2 公共職業安定所（ハローワーク）所長から受講あっせんを受けることができ、訓練を受講して関連職種への就職を希望し、訓練を受講する上で健康面と集団生活に支障のない方
- 3 【3D-CAD科・プログラム設計科・商業デザイン科・OA事務科・流通ビジネス科を希望される方】

- ・身体障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などのある方（手帳の有無を問いません）

【流通ビジネス科 音声パソコンコースを希望される方】

- ・視覚障がいのある方（手帳の有無を問いません）

【総合実務科を希望される方】

- ・療育手帳を取得されている方、又は選考日前日までに手帳を取得できる方
- ・児童相談所、障がい者更生相談所、障害者職業センター等で知的障がいのある方と認める判定書を提出できる方
- ・支援者の協力が必要なため、支援者（保護者含む）がいる方。入寮生は、生活・就業訓練のため休校日前日から帰省できる方

【職域開発科を希望される方】

- ・精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいのある方（手帳の有無を問いません）
- ・作業系訓練に支障のない方
- ・毎日通校できる方（通校も訓練と位置付けており、入寮は出来ません）

●その他

○通校が不便な方には校内に寮設備があります。一定の要件を満たす方は寮を利用できます。但し、入寮希望の方は「障がい診断書（本校様式）」で入寮の可否を判断します。

○施設見学は、毎週木曜日（事前予約制）14：00からです。お気軽にお問い合わせください。

●お問い合わせ

国立県営 福岡障害者職業能力開発校

〒808-0122 北九州市若松区大字蛸住 1728-1

TEL 093-741-5431 FAX 093-741-1340

ホームページ <https://www.fukuoka-kunren.ac.jp/>

メールアドレス shougaishanoukai@pref.fukuoka.lg.jp

聴覚障がい者生活訓練教室

聴覚障がい者に対し、職業生活、コミュニケーションの方法、人間関係、生活設計、育児、芸術、文化など社会生活に必要な知識情報について訓練指導を行います。

●対象となる人

聴覚障がい者

●お問い合わせ

福岡県聴覚障害者センター（クローバープラザ3階）

TEL 092-582-2414 FAX 092-582-2419

福岡県聴覚障害者センターのホームページアドレス <http://www.fad.or.jp/>

生活福祉資金

福岡県社会福祉協議会が、子の高等学校等進学時の教育資金や障がい者自動車購入資金などの貸付を行っています。貸付利子は返済据置期間経過後、年1.5%です。（ただし連帯保証人をたてた場合は無利息）

●対象となる人

市県民税非課税程度の世帯で、他機関からの融資や公的制度を受けることができない世帯

※この資金は、利用者が新たな負債を増すことにより、さらに生活困難に陥らないようにするため、下記の要件に該当する世帯は利用できません。

- ① 所得がない世帯
- ② 本資金の償還見込みがたたない世帯
- ③ 対象となる資金種別がない世帯
【例】金融業、取立、信販、娯楽業、資金の投機的活用、その他公序良俗に反する業種
- ④ 本資金の償還が完了していない（滞納がある）世帯
- ⑤ 本資金を借金の返済に充てることを予定している世帯
- ⑥ 貸付・償還について担当民生委員の指導を受けない世帯
- ⑦ 生活保護世帯（福祉事務所長の意見書があれば可）

※資金種類や貸付条件等の詳細については、下記にお問い合わせいただくか、福岡県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

●お問い合わせ

宗像市社会福祉協議会

TEL 0940-37-1300 FAX 0940-37-1393